

山口県報

平成27年
3月31日
(火曜日)

目 次

○規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……………

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十三号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中「又は条例附則第九条の三の二」を「、条例附則第九条の三の二又は条例附則第九条の三の三第一項」に改め、同条第八号中「又は条例附則第九条第二項」を「、条例附則第九条第二項又は条例附則第九条の三の三第二項」に改め、同条第十号中「又は条例附則第九条第四項」を「、条例附則第九条第四項又は条例附則第九条の三の三第四項」に改める。

第二十六条中「附則第十一条の四第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第二十七条中「附則第十一条の四第二項」の下に「又は第五項」を加え、「又は条例附則第九条第三項」を「、条例附則第九条第三項又は条例附則第九条の三の三第三項」に改める。

別記第六十五号様式（その四）の次に次のように加える。

第66号様式（その5）（第25条関係）
（住宅性能向上改修住宅用）

不動産取得税徴収猶予申告書

年 月 日

県税事務所長 様

申告者 住所
(納税者) 氏 名

㊦

山口県税賦課徴収条例附則第9条の3の3第2項の規定により、下記のとおり申告します。

記

取得不動産の表示	住 宅	所 在	番 種 類		m ²
		家 屋 番 号	番	種	
	構 造	取 得 年 月 日	床 面 積		
住 宅 の 完 成 年 月 日	年 月 日	年 月 日			
改 修 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日			
備 考					

注 申告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第六十七号様式（その三）の次に次のように加える。

第67号様式 (その4) (第25条関係)
(住宅性能向上改修住宅用)

不 動 産 取 得 税 還 付 申 請 書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住 所

氏 名

印

山口県税賦課徴収条例附則第9条の3の3第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

取得不動産の表示	住	所	在			
	家 屋 番 号	番 種 類	構 造	床 面 積	m ²	
宅	取 得 年 月 日	年	月	日		
住 宅 の 完 成 年 月 日	年	月	日			
改 修 の 完 了 年 月 日	年	月	日			
譲 渡 に よ り 住 宅 住 所 を 所 有 取 得						
譲 渡 に よ り 住 宅 の 住 氏 氏 名 を 取 得						
譲 渡 の 年 月 日	年	月	日			
還 付 申 請 金 額	円	備 考				

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第六十八号様式中「附則第11条の4第1項」を「附則第11条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。